

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏之

奈良県人事委員会規則第二十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一教育委員会事務局の項中「副主幹」の下に「副主任」を加える。

別表第二外国人支援センターの項中「総務・留学生交流室長」を「次長」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。